



発熱したらどうすいゃいいの？ 「体調不良時の報告について」申し入れ提出！

大阪仕業検査車両所の会社掲示板に3月5日付けで「新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた体調不良時の報告について」の掲示が掲出されました。これによると「以下の条件に該当する場合は休日等も含め、その時点で速やかに管理者へ報告を行うこと」他と記載されています。

本部は本日、「新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた体調不良時の報告について」に関する解明申し入れ（『申第28号』）を提出しました。以下、項目の趣旨です。

- ◆ 掲示物の内容は、対策本部が検討し決定した全社員向けの指示と考えるが、会社の見解を明らかにすること。
- ◆ 掲示物に「万が一、社員及びご家族の体調が悪化した場合、その事実をできるだけ早期に把握することにより、より迅速・適切な対応を行うことが必要となる」と記されているが、「より迅速・適切な対応」を具体的に明らかにすること。
- ◆ 掲示物に「以下の条件に該当する場合は休日等も含め、その時点で速やかに管理者へ報告を行うこと」「社員のみならずご家族の健康状態についても報告すること」と記されているが、前記報告を行う就業規則や法的他の根拠を明らかにすること。
- ◆ 速やかに会社に報告させるのは、業務遂行に支障が出ないようにしようと考えているとしか考えられない。会社の見解を明らかにすること。
- ◆ 「濃厚接触者と保健所等に判断された場合」並びに、「37.5℃以上の発熱がある場合」が報告された場合の会社の対応を明らかにすること。
- ◆ かかりつけ医から経過観察等の指示により診断書等の提出ができない場合、会社としての対応を明らかにすること。